

## 令和8年高島市教育委員会第4回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年4月20日（月）  
開会 午後2時00分 閉会 午後2時55分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第  
教育長あいさつ  
令和8年第3回定例会会議録承認  
令和8年第2回臨時会会議録承認  
議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱等）  
議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市社会教育委員の委嘱）  
議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市公民館運営審議会委員の委嘱）  
議第27号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命）  
議第28号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命）  
議第29号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等）  
議第30号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市学校給食運営委員会委員の委嘱）  
議第31号 臨時代理につき承認を求めることについて  
（高島市立学校学校運営協議会委員の任命および解任）  
議第32号 高島市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則案  
議第33号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について  
議第34号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について  
議第35号 高島市学校給食献立検討および物資選定委員会委員の委嘱および任命について  
報告第9号 高島市立学校看護師派遣事業実施要綱の一部改正について  
報告第10号 令和8年度高島市立小中学校教職員人事異動について  
報告第11号 令和7年度高島市立学校学校評価について
- 4 出席委員  
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者  
中川教育総務部長、赤水文化スポーツ部長、前田教育総務部次長（教育総務課長取扱）、竹井教

育総務部次長（社会教育課長取扱）、水口文化スポーツ部次長（市民スポーツ課長取扱）、岡部教育指導部次長、古時教育指導部次長（学校支援課長取扱）、上原教育施設整備課長兼マキノ小学校建設課長、山本文化財課長、石田図書館長、佐藤文化ホール館長、保木学校教育課長、横井川学校給食課長、江村教育総務課主監、中村教育総務課主任

6 会議を傍聴した者 0人

7 議事の経過 別紙のとおり

## 議事の経過

開会 教育長が第4回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

### 議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて (高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱等)

#### 【説明】 上原マキノ小学校建設課長

本件は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、任命および委嘱をしている委員のうち、人事異動に伴い、6名の委員を令和8年3月31日付けで解任および解嘱をし、後任に同じく6名の委員を令和8年4月1日付けで任命および委嘱をすることについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

任期は、前任者の残任期間である令和8年4月1日から開校日の前年度の3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

### 議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて (高島市社会教育委員の委嘱)

#### 【説明】 竹井教育総務部次長

本件は、令和8年3月31日をもって社会教育委員2名の任期が満了になったことに伴い、令和8年4月1日付けで新たに2名の委員を委嘱することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 承認

### 議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて (高島市公民館運営審議会委員の委嘱)

**【説 明】 竹井教育総務部次長**

本件は、令和8年3月31日をもって公民館運営審議会委員2名の任期が満了になったことに伴い、令和8年4月1日付けで新たに2名の委員を委嘱することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めらるるものである。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

**【質疑等】** なし

**【採 決】** 承認

**議第27号 臨時代理につき承認を求めらるることについて  
(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命)**

**【説 明】 水口文化スポーツ部次長**

本件は、高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱および任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めらるるものである。

高島市スポーツ推進審議会規則第2条第1項の規定に基づき、学識経験者1名、関係行政機関の職員2名、スポーツの推進に関する識見を有する者5名の計8名を委嘱および任命をした。委員には、第2期高島市スポーツ推進計画に係る実行計画の推進や、前年度の評価など、市のスポーツ施策全般について、専門的な立場から高島市の実情に応じた意見、提言をいただけるものと考えている。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

**【質疑等】** なし

**【採 決】** 承認

**議第28号 臨時代理につき承認を求めらるることについて  
(高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命)**

**【説 明】 保木学校教育課長**

本件は、高島市教育支援委員会委員の委嘱および任命について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めらるるものである。

高島市教育支援委員会規則第2条の規定に基づき、医師、学識経験者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員あわせて29名を委嘱および任命をした。委員には、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等をしていただく。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第29号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等)

【説 明】 古蒔教育指導部次長

本件は、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第1項の規定に基づき、委嘱および任命をしている委員のうち、人事異動に伴い、2名の委員を令和8年3月31日付けで解嘱および解任をし、同じく2名の委員を令和8年4月1日付けで委嘱および任命をすることについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

任期は、前任者の残任期間である令和8年4月1日から令和8年5月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第30号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱)

【説 明】 横井川学校給食課長

本件は、高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

第3回定例会において可決いただいた2号、3号委員に加え、1号委員の小学校および中学校の校長3名を委嘱した。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第31号 臨時代理につき承認を求めることについて  
(高島市立学校学校運営協議会委員の任命および解任)

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条第1項の規定に基づき任命している委員の

うち、2名の委員を令和8年4月9日付けで解任し、同じく2名の委員を令和8年4月10日付けで任命することについて、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。2名とも学童の担当者であるが、住所が学区にないため、5号での任命となる。

任期は、前任者の残任期間である令和8年4月10日から令和9年3月31日までである。

**【質疑等】** なし

**【採 決】** 承認

### 議第32号 高島市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則案

**【説 明】** 前田教育総務部次長

本件は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続法および高島市行政手続条例が改正されたことに伴い、高島市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正することについて、議決を求めるものである。

公民館や体育施設の使用許可を取り消すなど、不利益処分をしようとする際、被処分者の所在が不明である場合には、聴聞の通知または弁明の機会の付与の通知を公示送達することとなっている。

これまで、公示送達は、本庁および支所の屋外掲示場に書面の掲示による方法をとっていたが、今回の改正により、インターネットによる公表の方法を加えるものである。

施行期日は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日の令和8年5月21日である。

**【質疑等】**

○森委員

具体的にどのように公表するのか。また、弁明の機会の付与とは、問題が発生した場合に行われるものかと思うが、具体的に説明してほしい。

○前田教育総務部次長

公表については、高島市のホームページのトップページにおいて、公示送達があれば毎日更新することを想定している。また、具体例については、施設の使用目的に違反して、使用申請をした場合は、使用の許可を取り消すことになるので、そのような場合に弁明の機会を与えることになる。

**【採 決】** 可決

### 議第33号 高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱および任命について

**【説 明】** 竹井教育総務部次長

本件は、高島市子ども読書活動推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市子ども読書活動推進協議会委員に委嘱および任命をすることについて、議決を求めるものである。

協議会は、子ども読書環境の整備に向けて、高島市子ども読書活動推進計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するために設置したものである。

今回、委嘱および任命をしようとする委員は、新任6名、再任3名の計9名である。

任期は、令和8年4月21日から令和10年3月31日までである。

**【質疑等】**

○高木委員

次回から、新任と再任がわかるように議案書にも記載してほしい。

○竹井教育総務部次長

次回から記載する。

**【採 決】** 可決

**議第34号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について**

**【説 明】 保木学校教育課長**

本件は、高島市小中一貫教育の実施に関する規則第3条第3項の規定に基づき、高島市小中一貫教育中学校区統括校のコーディネーターに任命することについて、議決を求めるものである。

6中学校区から教員6名を任命しようとするものである。

任期は、令和8年4月21日から令和9年3月31日までである。

**【質疑等】**

○地村委員

統括校長等が配置されている学校にコーディネーターが配置されると思うが、具体的な職務は何か。

○保木学校教育課長

小中一貫教育に係る情報収集をするとともに、中学校区で行う会議の運営や関係機関との調整を担う。

**【採 決】** 可決

**議第35号 高島市学校給食献立検討および物資選定委員会委員の委嘱および任命について**

**【説 明】 横井川学校給食課長**

本件は、高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市学校給食献立検討および物資選定委員会委員に委嘱および任命をすることについて、議決を求めるものである。

小学校および中学校の保護者を代表する者3名、小学校および中学校の学校給食主任を代表する

者3名、栄養教諭3名、調理業務を代表する者2名、教育委員会事務局職員1名の計12名を委嘱および任命をしようとするものである。委員会は、学校給食の献立について必要な事項を協議するとともに、安全で良質な物資を適正に選定していただく。

任期は、令和8年4月21日から令和9年3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

#### 報告第9号 高島市立学校看護師派遣事業実施要綱の一部改正について

##### 【説 明】 古蒔教育指導部次長

本件は、医療的ケア児が就学する学校へ看護師を派遣する事業について規定した高島市立学校看護師派遣事業実施要綱が一部改正されたので報告するものである。

これまで、学校内での学習や活動に限っていたが、校外で実施される教育活動にも看護師が派遣できるよう所要の改正を行ったものである。

##### 【質疑等】

###### ○橋本委員

校外でも安心して学習できる環境が整えられたことは、本人、家族、学校現場にとっては、心強いと思う。本年度の派遣予定はあるか。

###### ○古蒔教育指導部次長

実際に校外での活動に参加することになれば、派遣する。

###### ○森委員

修学旅行や遠足も対象になるのか。

###### ○古蒔教育指導部次長

宿泊学習や社会科見学も対象になる。

###### ○森委員

希望があれば、校外学習等に看護師が同行するというものではないのか。

###### ○川島教育長

医療的ケアが必要となる児童生徒が、校外学習に参加する際に看護師を派遣するものである。

###### ○高木委員

派遣事業者は、市内で訪問看護を実施している事業者か。

○古蒔教育指導部次長

現在、市内にある民間の訪問看護ステーションと契約を結んでいる。

## 報告第10号 令和8年度高島市立小中学校教職員人事異動について

### 【説明】 保木学校教育課長

本件は、令和8年度高島市立小中学校人事異動について報告する。

高島市外へは8名が転出、市外から13名が転入してきた。新規採用教職員は、小学校教諭8名、中学校教諭5名である。

### 【質疑等】

○橋本委員

教職員は、昨年度と比較して増減はあったか。

○保木学校教育課長

小学校は、小規模の特別支援学級にも、教員を配置していただけたことから微増した。中学校は、生徒数が減少していることから教員数も微減した。

○地村委員

所属等に記載されている前期、後期とは何か。

○保木学校教育課長

余呉小中学校は、義務教育学校であることから記載しているもので、前期は小学校、後期は中学校を指す。

## 報告第11号 令和7年度高島市立学校学校評価について

### 【説明】 保木学校教育課長

本件は、令和7年度高島市立学校学校評価について、その結果を報告する。

評価項目ごとにAからDまでの4段階で評価し、その改善の方策についてまとめている。また、学校運営協議会において評価いただいたものを学校関係者評価にまとめ、その評価を踏まえ、本年度の取組に生かしている。

### 【質疑等】

○橋本委員

小学校では、子ども、教員、保護者それぞれのつながりを大切に考えておられ、中学校では、主体性に重点を置かれていると感じた。

それぞれの学校の強みがどう生きているかは読み取れるが、小中一貫教育についても、中学校区で地域の特性がどう生きているか、どう結びついているかが見えると良い。

○保木学校教育課長

地域学校協働活動推進員など一部の学校運営協議会委員は、小学校にも中学校にも入っておられるので、両方のつながりを意識して意見を出しておられる方もいると思う。

○高木委員

教員の熱量が伝わる学校評価だと感じた。

**閉会** 教育長が第4回定例会の閉会を宣言